

Guide for after School Children's Club (GAKUDOU)

ねんど おうみはちまんし 2027年度 近江八幡市

ほうかごじどうくらぶ にゅうしょ あんない 放課後児童クラブ 入所の案内

りよう ようけん
1. 利用の要件

もうしこみほうほう
5. 申込方法

りようじかん
2. 利用時間

ていしゅつしよるい
6. 提出書類

きゅうしょび
3. 休所日

りようけつてい
7. 利用決定について

りようりょう
4. 利用料について

りようけつていきじゅん
8. 利用決定基準

Application period

November 9th Monday to November 27th Friday, 2026

(As a general rule, applications are accepted only on weekdays.)

When to apply

Please check it by the list for each club.

Where to submit

Please submit to the club you wish to use.

うけつけきかん れいわ ねん 11 がつ 9 にち げつ ~ 11 がつ 27 にち きん
【受付期間】令和8年11月9日(月)~11月27日(金)

※ 平日のみ(クラブによっては土曜日も受付)

うけつけじかん くらぶ ちが べつしちらん かくにん
【受付時間】クラブによって、違います。別紙一覧で、確認してください。

うけつけばしょ りよう きぼう くらぶ だ
【受付場所】利用を希望するクラブに、出してください。



Children health Department in Omihachiman city

おうみはちまんし こ けんこうぶ こそだ せいさくか おうみはちまんし さくらみやちょう ばんち
近江八幡市 子ども健康部 子育て政策課 (近江八幡市桜宮町236番地)

TEL:0748-36-5524

FAX:0748-34-6612

E-mail:010432@city.omihachiman.lg.jp

After-school children's clubs 放課後児童クラブ

These are used by elementary school students whose guardians are not at home due to work or other reasons.

After the elementary school or during summer vacation, they can spend time at the after-school children's club

放課後児童クラブは、仕事などで、保護者が家にいない小学生が、使う場所です。

小学校が終わった後（放課後）や、夏休みなどに、放課後児童クラブで、過ごすことができます。

近江八幡市内には、令和8年10月時点で26か所合計40クラブがあります。また、新たに2施設（北里小学校区・武佐小学校区）開所するために、現在公募を行っているところです。詳細につきましては、決まり次第市ホームページに掲載いたします。

1. Terms of use 申込み条件

1st to 6th grade of the elementary school children is available, however, the Guardians must satisfy either of the following conditions.

- I. Employment during around 14:00-18:00
- II. Sickness or disability
- III. Nursing or caring of family members
- IV. Other special reasons

*If the guardian is not working during after-school hours, the child cannot use it.

*It cannot be used only during long holidays such as summer vacation. The basic usage is year-round (April to March).

*Can be used during the pre-natal, post-natal and maternity holidays. If the guardians continue to take childcare leave, child can continue to do until the end of the fiscal year.

*Those who are on childcare leave will be able to use this service from April on the condition that they return to work by the end of May.

小学校1年生から6年生の児童が対象です。

以下のどれかの条件に当てはまる場合、学童の申し込みができます。

ア 保護者が、放課後の時間、働いている（*14:00-18:00）

イ 保護者が、病気または障がいによる療養中である

ウ 保護者に、常時介護または看護を要する家族がいる

エ その他、保護者の事情により、子どもの保育ができないと認められる場合

※保護者が、放課後の時間に、働いていない場合、使えません。

※夏休みなど、長い休みだけの利用はできません。通年利用（4月から3月）が基本です。

※産前産後休業期間中は使えます。育児休業を引き続き取った場合、年度が終わるまで、継続できます。

※育児休業中の方は、5月末までに復職することを条件とし、4月から利用できます。



2. Open day 児童クラブの時間

Regular school day 授業のある日 After school 放課後 to 18:30

Vacation period 授業のない日(夏休みなど) 8:00 to 18:30

Please ask the details about Saturday and over time use at each club.

*土曜日や時間外保育のことは、それぞれのクラブに聞いてください。

近江八幡市ホームページ ▲

育児中の利用について詳細はこちら

3. Close Day 児童クラブ 休みの日

Sunday, Public holiday, New year's holiday etc. 日曜・祝日・年末年始・その他、クラブが決める日

When school is closed caused by the warning etc. 警報が出たときなど、学校が休みになった時

4. Fee 基本料金

10,000 Yen per month (Plus additional cost for snacks etc.) *Daily pay is not available.

¥10,000円/1月あたり（おやつ代、保育活動費など追加料金あり）、日割り計算なし

Subsidy is available for the SEIKATSU-HOGO family and Person who's tax-exempt from the municipal tax income percent of the year

負担金助成金：「生活保護世帯」と「対象年度の市民税所得割が非課税の人」は、利用料の一部を助成

します。助成の金額は、1か月あたり5,000円です。詳しいことは、子育て政策課に、聞いてください。

5. How to apply 申込み

You cannot apply to multiple clubs. Even those who are currently using it are required to apply again.

申込みができるのは1クラブです。今、放課後児童クラブを使っている人も、毎年、申込みが必要です。

Application period	November 9 th (Mon) to November 27 th (Fri) 2026
1. 受付期間	2026年11月9日(月)～11月27日(金)
When to apply	Please check the details in the list.
2. 受付時間	別紙一覧で、確認してください。それぞれのクラブで、決まっています。
Where to submit	Submit to the club directly where you want to use
3. 受付場所	使いたい放課後児童クラブに、出してください。

*午後3時から午後5時は、児童が活動する時間です。できるだけ、その時間を、さけてください。

6. Application Documents 提出書類

- ① Application form (RIYO MOSHIKOMISHO) per child
- ② Children's family report (JIDO KATEI CHOSAHO) per child
- ③ Certificate of employment (SHUROU SHOMEISHO) etc. per family which is passed with the younger child documents.

3つの書類を、出してください。

書類は、それぞれのクラブにあります。市のホームページからも、ダウンロードできます。



① 利用申込書

② 児童家庭調査票 *児童1人につき1枚、必要

③ 就労証明書など 放課後、保護者が児童の保育にあたれない要件についての証明書。

兄弟姉妹がある場合は、学年が下の児童にだけ、出してください。

Employment 保護者が仕事	Salaried employee 給与所得者	Certificate of employment (SHUROU SHOMEISHO) *Valid for 3 months after the date of issue 就労証明書(保育所の申込みをする場合、コピー可) *発行日から3か月以内
	Others 自営業者	Certificate of employment (SHUROU SHOMEISHO) and a copy of tax report or Business license 就労証明書+確定申告書または営業許可証のコピー
Sickness & disability 保護者の病気/障がい	Medical certificate or a copy of physical disability certificate 診断書または、身体障害者手帳などのコピー	
Nursing & Care 介護・看護	Medical certificate etc. 介護・看護の対象となる人の診断書などのコピー	
Schooling 保護者の就学	Schooling certificate etc. plus school schedule 在学・在籍証明書または学生証のコピー+受講カリキュラム(時間割)	

※その他要件でのお申込みの場合の必要書類については子育て政策課にお尋ねください。

※保育所等の申込みに提出される就労証明書の写しをご利用いただくことも可能です。その場合、提出先を「放課後児童クラブ代表」に訂正してください。

7. Result notice 利用決定

The result will be reported around the end of December 2026.

When the applicants are over the capacity, we will compare the points by the criteria and select users.

If there is false report, the decision will be cancelled

2026年12月末頃に、申し込みの結果を連絡します。
希望者が多いクラブは、利用決定基準を使います。その場合、入所できない場合があります。
書類が足りなかったり、間違いがあったりする場合は、申し込みができません。
書類に、うそがあったときは、利用決定を取り消す場合があります。

8. 利用決定基準 Selection criteria *翻訳を省略します。わからない時は、聞いてください。

*Skip the translation for this section, when you have questions, please ask us.
(1) 基準指数と(2)調整指数の合算をその児童の利用決定指数とし、父母どちらか低い方の指数を採用します。

(1) 基準指数

区分	状況		指数
児童	学年	1年生	18
		2年生	12
		3年生	6
		4年生	0
		5年生	-6
		6年生	-12
	障がいがある場合(特別支援学級在籍等)		6
保護者	就労(令和9年5月末までに育児休業から復職する場合を含む)または就学		★1
	★1:午後2時から午後6時までの就労(就学)時間×1週間の勤務日数(5日を限度、日曜を除く)※残業時間を除く		
	保護者の病気等	入院または常に寝たきり、または重度障がい	20
		在宅での療養(通院加療を行い、常に安静を要する場合)	15
	介護または看護	在宅での介護または看護(寝たきりまたは重度障がい)	15
		在宅での介護または看護(上記以外)	12
		病院等への付き添い	★2
	★2:午後2時から6時までの付き添い時間×1週間の日数(5日を限度、日曜を除く)		
世帯	ひとり親家庭		6
	兄弟姉妹が同一クラブの利用希望		6

(2) 調整指数

区分	状況		指数
児童	満2年以上継続して同じクラブを利用する場合(※令和9年4月1日時点で2年通所している場合)		2
保護者	月の総就労(就学)時間	月160時間以上の就労	10
		月120時間～160時間未満の就労	5
		月80時間～120時間未満の就労	3
	通勤時間	通勤時間が片道2時間以上	3
		通勤時間が片道1時間以上	2
世帯	単身赴任世帯		3

指数が同点の場合は、基準指数が高い方(学年が低い児童等)を優先し、それでも差異がつかない場合は、次の家庭及び児童の状況を総合的に判断して決定します。

1. 祖父母の同居又は近居の状況 2. 保護者の残業時間

【受付期間】令和8年11月9日(月)～11月27日(金)

【受付時間】各クラブにより異なりますので、別紙一覧をご覧ください。

【受付場所】利用を希望するクラブにご提出ください。

